

丸亀市議会議長交際費の支出基準

平成 25 年 4 月 1 日制定

令和元年 5 月 21 日(各派会長会にて決定)

(趣旨)

第 1 条 この基準は、議長（議長の代理による者を含む。）が本市議会を代表して行う個人又は団体との交際に要する経費（以下「交際費」という。）の適正かつ公正な支出を図るため、その支出に関し、必要な事項を定めるものとする。

(責務)

第 2 条 議長は、交際費の支出に当たっては、支出内容、支出対象者等について、社会通念上妥当と認められる範囲内で、必要最小限の金額となるよう努めるものとする。

(支出区分)

第 3 条 交際費の支出区分は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、特に議長が必要と認めたときは、この限りでない。

- (1) 慶祝 受賞祝、大会祝等に係る経費
- (2) 弔慰 市政発展に寄与した者または市政および市議会関係者等の葬儀、法要等に際し、弔慰を表する経費
- (3) 見舞 市政発展に寄与した者または市政および市議会関係者等への見舞いの意を表する経費
- (4) 会費 各種団体等が主催する懇親会、新年会等への出席に係る経費
- (5) 激励 市民又は市民が所属する団体が、市を代表して全国大会等に参加する場合の激励に係る経費
- (6) その他 前各号に規定するもののほか、議長が議会運営上の必要により支出する経費

(支出基準)

第 4 条 交際費として支出する金額の基準は別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、宗教行事又は宗教的行為若しくは宗教的内容を伴う行事又は政党その他の政治団体若しくはその支部に対するものについては、支出しないものとする。

(公表する内容)

第 5 条 交際費の公表は、次の各号に定める事項について行うものとする。ただし、交際費の公表にあたっては、丸亀市個人情報保護条例（平成 17 年丸亀市条例第 22 号）に基づき、個人情報の保護に十分配慮して行うものとする。

- (1) 支出年月日
- (2) 支出区分
- (3) 支出金額
- (4) 支出内容

(公表の時期及び方法)

第6条 交際費の支出に係る情報は、当月分を翌月の15日までに丸亀市ホームページにおいて公表するものとする。

(基準の見直し)

第7条 議長は、社会経済情勢の変化等を十分に踏まえ、交際費の支出内容、支出金額等が、常に市民感情に合致したものとなるよう、適宜この基準の見直しを行うものとする。

(その他)

第8条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、議長が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年5月21日各派会長会)

(施行期日)

この基準は、令和元年5月21日から施行する。

別表 (第4条関係)

支出区分	支 出 基 準
慶 祝	10,000 円以内
弔 慰	生花、花輪はそれぞれ実費相当額 香典、供物料は 10,000 円以内
見 舞	10,000 円以内
会 費	会費の定めがある場合は、当該会費の額とし、会費の定めがない場合は実費相当額もしくは 10,000 円以内
激 励	10,000 円以内 団体の場合は 20,000 円以内
その他	社会通念上妥当と認められる額又は実費相当額